

令和5年11月30日

課名：建築都市部建築都市総務課
内線：4624
直通：092-643-3707

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者：
(株)久米設計九州支社 福岡県福岡市中央区天神 1-2-12 メットライフ天神ビル1
- 指名停止の期間：令和5年11月30日～令和6年5月29日（6ヵ月）
- 事実概要：
宮崎県串間市が発注した、「市消防庁舎新築工事設計業務」に係る指名競争入札において、談合を行っていたとして、(株)久米設計九州支社の支社長が、官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害（談合）の容疑で逮捕されたため。
- 指名停止の理由：
上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その2第9号に該当する。
従って、本件については、指名停止6ヵ月とする。

【指名停止等措置要綱 別表その2第9号該当】

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 9 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の事実を認定した日から6ヵ月以上12ヵ月以内